
令和6年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和6年12月20日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月20日 午前10時15分開議

- 日程第1 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 周防大島町立保育所設置条例の廃止について(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 周防大島町水道事業給水条例の廃止について(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 周防大島町行政組織条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 令和6年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第16 議案第16号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(質疑

・ 討論・採決)

- 日程第17 議案第17号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第19号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について (質疑・討論・採決)
- 日程第20 同意第3号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第5号) (討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 周防大島町立保育所設置条例の廃止について (討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 周防大島町水道事業給水条例の廃止について (討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 周防大島町行政組織条例等の一部改正について (討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第6号) (質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) (質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・

討論・採決)

日程第15 議案第15号 令和6年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号) (質疑・討論・採決)

日程第16 議案第16号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号) (質疑・討論・採決)

日程第17 議案第17号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)

日程第18 議案第18号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (質疑・討論・採決)

日程第19 議案第19号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について (質疑・討論・採決)

日程第20 同意第3号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

出席議員(12名)

1番 占部 智子君	3番 山根 耕治君
4番 栄本 忠嗣君	5番 岡崎 裕一君
6番 山中 正樹君	7番 白鳥 法子君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(2名)

2番 浅原 賢潤君	11番 久保 雅己君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	代表監査委員	池田 友彰君
----------	--------	--------------	--------

副町長	岡村 春雄君	教育長	星野 朋啓君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	中元 辰也君
産業建設環境部長	瀬川 洋介君	健康福祉部長	中村 晴彦君
上下水道部長	藤本 倫夫君	統括総合支所長	松村 浩君
会計管理者兼会計課長			江本 達志君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	山中 茂雄君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	岡原 伸二君
病院事業局総務課長	木村 稔典君		

午前10時15分開議

○議長（荒川 政義君） 12月18日の本会議に引き続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

浅原議員、久保議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）から、日程第4、議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

その前に、教育委員会から、先日の一般質問で、田中議員の懸案について御報告がございますので、これを認めます。木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員からの図書館システムの入札契約手続の御質問で、参考見積書に記載のあるウイルス対策ソフト5年と、物品売買仮契約書中の基本機能仕様書に記載のあるウイルス対策ソフトのライセンス期間7年との違いについての回答でございます。

参考見積書の備考欄には5年と記載されておりますが、参考見積り依頼時はライセンス期間を7年として依頼しておりましたので、起工の際も7年として仕様書を作成しております。このため、公告時における仕様書や随意契約の際の見積り依頼及び仮契約時における仕様書等につきましても、全て7年となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 議案第1号から議案第4号までの質疑は本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

日程第 6. 議案第 6 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 5、議案第 5 号周防大島町立保育所設置条例の廃止についてから、日程第 6、議案第 6 号周防大島町水道事業給水条例の廃止についてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 5 号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第 5 号周防大島町立保育所設置条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

久美保育所の閉所につきましては、令和 6 年第 3 回定例会までに議論や説明が尽くされ、今後の対応などが既に決定しております。よって、本議案は、あくまでも閉所によって不要となる条例を廃止しようとするものではありませんが、令和 6 年 10 月に改選がありましたので、その経緯等について改めて申し上げます。

はじめに、会議規則の基本的なものとして、発言自由の原則があげられますが、どのような発言も許されるというものではありません。また、議会の会議における発言には種類があり、しかも、その発言にはそれぞれの目的と性格があり、その相手方も異なっているのは皆さん御承知おきのことと存じます。

質疑の際には、議題になっている事件に対して疑問点をただすものであり、自己の意見を述べることはできません。また、討論は、議題になっている事件に対して自己の賛成または反対の意見を表すことでありますと議員必携に書いてありました。適時適切な発言、そして、発言をするにはそれなりの準備をして議会に臨むことが町民の皆様の負託を受けた身としてあるべき姿なのであらうと私は思います。

不適切にも程がある、これを略したふてほどという言葉が今年の新語・流行語大賞に選ばれましたが、そのように町民の皆様から言われないように心がけるべきだろうと思います。

さて、久美保育所の廃止につきましては、改選前のことでありますが、民生常任委員会や行政・病院事業改革特別委員会におきまして議論がなされ、全員協議会におきましても執行部から説明がありました。

町立保育所につきましては、前町長在任の際より、入所児童数が 10 名を下回った場合に閉所するとの基準を持っており、平成 18 年度に和佐保育所、平成 29 年度に蒲野保育所が閉所となりました。

久美保育所の閉所に至る経緯につきましては、令和 5 年度当初の入所児童が 9 名となったことから、執行部において閉所に向けて具体的な協議が行われました。その際に今後の具体的な園児の数について推計が行われ、令和 6 年度以降も大幅な園児の入所が見込めないことから、閉所に

向けて町の方向性が決定されたとのことであります。そして、令和5年12月8日の行政・病院事業改革特別委員会におきまして、閉所の方向性であるとの説明がありました。

その後、令和6年6月7日の全員協議会におきまして、久美保育所の概要、経費の決算額が私立保育所の運営経費基準額の2倍以上であること、児童数の推移と見込みについて具体的な説明をいただき、それらを踏まえたうえで、本町の出生数に鑑みて、今後飛躍的に入所児童が増加することは見込みがたく、集団的な保育の面からも趣旨に沿うことができなくなること、運営費等についても多額な財政負担となること、また、近隣私立保育所が送迎バスを運行し通園手段が確保されていること、そして、町としての閉所の基準を10名を下回った場合としていることから、令和7年3月31日をもって閉所する方針であるとの報告を受けました。

続いて、令和6年9月18日に開催された全員協議会におきましては、それまでの間に2回開催された保護者会で説明した内容と、保護者からいただいた御意見、御要望についての説明がありました。1回目の説明会で保護者の皆様からいただいた御意見、御要望を一旦持ち帰り、町長、副町長に報告そして協議を行い、2回目では、町の方針、転園のサポート方法について保護者の皆様に御了承をいただいたとのことであります。

あの東京都でさえ、令和7年9月から、ようやく第1子の保育料を無償化する方針とのことでありますが、本町では令和元年から既に保育料完全無償化を実施しております。さらに、子供の医療費は令和6年10月から高校生も無償化の対象となっており、小中学校の給食費も令和5年4月から無償化となっております。

本町の子育て施策は、藤本町長になって、どんどんと加速をしていっております。久美保育所が閉所となっても、藤本町長の目指す山口県一子育てしやすい町の施策に影響があるとは考えにくく、年間4,000万円以上の経費、単純計算であります。入所児童1人あたり年間400万円以上もかけて町立保育所を存続させるよりも、その経費を、派手ではなくてもわくわくさせていただけのような児童福祉施策を世界中の誰よりきつとこの島の子ども達のことを思う藤本町長に御提案いただき、そして我々も共に考え実行していったほうが、より子育てしやすい町となるのではないかと考えます。

民業を圧迫し、老朽化した建物で送迎バスもない、延長保育もない保育所を存続させることで、より子育てしやすい町となる案をお持ちの方がいらっしゃるのであれば、浅学非才の私にもぜひこの場で御教示いただきたいと存じます。

以上、私の賛成討論といたします。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 5 号周防大島町立保育所設置条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 6 号周防大島町水道事業給水条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 7、議案第 7 号周防大島町行政組織条例等の一部改正についてから、日程第 8、議案第 8 号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 7 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 7 号周防大島町行政組織条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） 私は、本議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本町の国民健康保険税率は 10 年間据え置かれ、県内のほかの自治体と比べても高い税率と言

われておりました。国保基金もある程度たまり、今回の議案の率で引き下げても、取り崩しながら当面10年程度は事業実施をできる見込みもあり、物価高騰対策としても引き下げるという御説明でございました。

ただ、本町の国民健康保険税の収納率は令和4年度で言いますと96.2%となっており、県内のほかの高い自治体と比較すると2%の差がございます。令和4年度の時点で2%を試算すると、およそ800万円となります。

また、令和5年度決算では、不納欠損額が2,000万円、収入未済額のうち滞納分が5,500万円、現年分が1,700万円という結果になっております。

今回税率を引き下げ、国民健康保険の事業の収入額全体が小さくなるといいましても、あわせて、被保険者の健康増進による保険料支払いの抑制、収納率の改善にもこれまで以上に取り組んでいただく必要を感じております。

ぜひ、可決されましたら、執行部の方々には、この2点についてもこれまで以上に力を入れていただけるように要望も申し添えます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第9号周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

質疑は本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第9号周防大島町の特定の事務を扱う郵便局の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

はじめに、本議案の上程に至る経緯ではありますが、その資料は当然サイドブックに全てアップロードされており、皆様が貸与されておりますタブレットでいつでもどこでも確認できますの

で、御承知おきのことで甚だ御無礼とは存じますが、改めて申し上げます。

今から遡ること4年前、令和2年9月17日の令和2年第3回定例会の最終日の行政改革等特別委員会の委員長報告におきまして、委員会からの提言がその始まりでありました。

それは、役場の機構改革等についての提言の中で、出張所の閉鎖や開所時間の短縮により、サービスを低下させることなく、現在総合支所や出張所で行っている業務が郵便局等の民間でも行えるよう、その方策を早急に検討し、住民サービスの向上を目指すことという内容でありました。

その後、すぐに改選がありまして、藤本町長体制となりました。

一方、議会では、行政・病院事業改革特別委員会が設置され、令和3年の第1回定例会の際には、新体制となった執行部から、早速、改選前にあった行政改革等特別委員会からの提言に対し、本件に関しましては、郵便局への業務委託をはじめ民間活力の導入については、施設の統廃合などと並行しながら検討を進めるとの対応状況の説明がありました。

それから、定例会前に開催される行政・病院事業改革特別委員会のたびに、執行部への質疑や議員間の討論、さらに執行部は郵便局との協議を重ね、また当時は郵便局業務や内情にとっても詳しい同僚議員が在籍しておりましたので、その方のお力やお知恵をお借りしながら、さきの提言に対する取り組みが進んでまいりました。

その後、行政・病院事業改革特別委員会では9回の会議を開催し、令和4年第4回定例会で行政・病院事業改革特別委員会より提出した報告書で、出張所で行っている業務の外部委託については、郵便局を活用した行政サービスを向上させるため、郵便局との協議を加速させることとの提言が行われました。これにより執行部の動きはさらに加速し、令和6年10月1日より、和田郵便局にキオスク端末が設置され、一部業務が委託され、行われるようになっております。

また、総務省も郵便局を活用した地域活性化方策を検討し、郵便局での自治体窓口業務等の取扱いを推進しております。ほかにも防災対策や災害対応、生活支援、郵便局データの活用など、様々な方策が検討されております。

1件事例を御紹介いたしますと、長野県泰阜村では、支所の業務を包括的に近隣の郵便局が実施することとし、当該支所は廃止されております。

その経緯は、平成29年に日本郵便のほうから打診があり、行政経費削減のための支所廃止と商店街の活性化を狙い議論が開始され、わずか2年後、令和元年6月に村議会において支所の廃止と特定の事務を行う郵便局の指定が同時に議決され、翌月から実施されております。

先日、当郵便局に調査でお邪魔させていただきました。まず、役場の窓口ではなかなか聞くことのできないいらっしゃる、この言葉から始まる窓口対応は、対応を受ける側としても、とても気持ちのいいものであります。そして、2人の職員の方に対応いただきましたが——すいま

せん。当郵便局というのは、和田郵便局の話でございます——2人の職員の方に対応いただきましたが、それはとても懇切丁寧な対応で、私からの質問にも当意即妙、しっかりとした受け答えで的確に御回答をいただき、まさに博学多才、そして才色兼備といった印象でありました。また、キオスク端末についても何の問題もなく稼働しており、その他の業務についても何の問題もないということでありました。

議会からの提言に対し執行部も共通の理解のもと、方策を検討し、関係各所と協議を重ね実行する、議会側からすれば文句なしと思うのですが、皆様はいかがでしょう。

繰り返しますが、本議案は、あくまでも議会側からの提言より始まった郵便局への業務委託の議案であります。特別委員会の委員長の思いは2つあります。1つ目は、郵便局を活用し、出張所等で行われている行政サービスが低下しないよう維持する、そしてもう1つは、町内から金融機関が撤退していく中、地域に郵便局を残すといったことであります。私もその思いに共感しております。また、議会広報におきましても、端的ではありますが、町民の皆様にお知らせをさせていただきます。

冒頭申し上げましたが、過去の会議録はサイドボックスに全てアップロードされております。当然、御確認いただいているとは存じますが、行政・病院事業改革特別委員会内の過去の4年間の議論では反対の意見はなく、委員長報告を行政・病院事業改革特別委員会委員長に一任した行政・病院事業改革特別委員会の総意と受け取っていただきたいと当時の行政・病院事業改革特別委員会副委員長としての立場からも申し上げ、私の賛成討論といたします。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第 13. 議案第 13 号

日程第 14. 議案第 14 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 10、議案第 10 号令和 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 14、議案第 14 号令和 6 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 10 号令和 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、職員人件費の調整が主なものでございます。当初予算編成以降の人事異動、令和 6 年 7 月、令和 6 年 10 月の新規採用及び中途退職・休職等を考慮し、現在の職員配置で組み替え、山口県人事委員会の勧告による給与改定に伴う給料、期末手当等の調整並びに各種手当、共済費等の調整を行っております。また、会計年度任用職員の人件費におきましても、常勤職員の給与改定に準じた対応を行うため、関係経費の調整を行っております。

給与改定等に伴う人件費の調整につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 5,626 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 169 億 2,031 万 9,000 円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を 5,592 万 9,000 円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

8 目外国語活動推進事業基金繰入金は、充当先事業であります外国青年英語指導事業の外国語指導助手（ALT）の報酬等の増額に伴い、3 万 3,000 円の追加計上でございます。

20 款諸収入 4 項 2 目雑入の保健事業・介護予防一体的実施事業委託料は、山口県後期高齢者医療広域連合から本事業に対する委託料について、給与改定に伴い 30 万 1,000 円を追加計上し、介護保険事業特別会計への繰出金に充当しております。

次に、歳出でございます。

26 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の担い手総合支援事業は、給与改定により、担い手支援センター臨時職員の人件費増額に伴う担い手育成総合支援協議会交付金 75 万 9,000 円の追加計上でございます。

33ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費の外国青年英語指導事業は、新任の外国語指導助手（ALT）の来日が早まったことに伴い、報酬、共済費合計で5万5,000円の追加計上でございます。

39ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金は、各特別会計補正予算に対応した繰出金の調整で、合計1,737万6,000円の追加計上でございます。

以上が議案第10号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） それでは、議案第11号から議案第13号の提案理由の説明をいたします。

議案第11号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては一般会計繰入金の増、歳出においては一般管理費、保健事業費にかかる職員人件費の増でございます。

補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,471万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

49ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を242万8,000円追加計上いたしております。これは一般会計からの繰入金で、職員給与費等の調整により、4節職員給与費等繰入金を242万8,000円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、当初予算編成以降の人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整により、職員人件費242万8,000円を増額するものでございます。

4款2項1目保健事業費は、会計年度任用職員の継続任用による昇給及び給与改定に伴い、

38万3,000円増額するものでございます。

5款1項1目基金積立金では、歳出額の増額に伴う調整のため、38万3,000円を減額するものでございます。

以上が令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

続きまして、議案第12号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、歳入においては職員人件費にかかる一般会計繰入金の増額、歳出においては総務費の増額によるものでございます。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億692万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金について、職員人件費分14万2,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、給与改定に伴う職員人件費の調整により14万2,000円増額いたします。

以上が令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第13号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

補正予算つづり63ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から142万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億3,220万8,000円とするものであります。

事項別明細書の73ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目保険事業・介護予防一体的実施繰入金の30万1,000円

の増額につきましては、職員人件費の増額による財源調整によるものでございます。

5目その他一般会計繰入金の173万円の減額につきましては、職員人件費の減額による財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、職員人件費の調整として98万円を増額いたします。

3項1目介護認定審査会費では、職員人件費の調整により11万9,000円を増額いたします。

75ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、職員人件費の調整として282万9,000円を減額いたします。

5款1項1目保健事業・介護予防一体的実施事業では、職員人件費の調整により30万1,000円を増額いたします。

以上が令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

以上で、議案第11号から第13号までについての提案理由の説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第14号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の77ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に72万円を追加し、予算の総額を1億1,751万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

85ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金72万円増額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

86ページの1款事業費1項事務費1目総務費から、88ページ、2項事業費3目浮島航路運航費にかけてでございます。

渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費及び会計年度任用職員経費の

補正でございます。

以上が議案第14号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第10号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は職員人件費が主ということの御説明でしたけれど、26ページの担い手育成総合支援協議会交付金、これについて、担い手支援センターの臨時職員の人件費という御説明はありましたが、交付金なので、これ、何で交付金なのか、どういう位置づけの職員に対してどういう給与の増額なのか、その辺を御説明ください。

32ページの防災センター消耗品費17万9,000円減額となっていますが、どういう内容なのか、今回なぜ追加議案で出てくるのか、その辺をあわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の担い手支援センターの件ですが、まず、この担い手支援センターが、設立の当初からのいきさつ等で担い手育成総合支援協議会というところの事務に携わっております。

この担い手育成総合支援協議会というのは、町とJA（周防大島統括本部）と柑橘同志会でそれぞれ負担金を出し合って担っているものです。今まで、担い手支援センター2名の会計年度任用職員は、それぞれから集めた負担金あるいは交付金の中から2名の会計年度任用職員に対して給料を支払っていたという流れになっております。これが、常任委員会から御指摘を受けたこともありまして、そのあり方について見直すことを令和7年度から考えております。

令和6年度中は、従前の体制での形になりますので、ここにおいて、人件費の増額分を交付金として上げさせていただいて、上程させていただいたということにしております。令和7年度からは、農林水産課の会計年度任用職員として雇用をして、担い手支援センターの業務を担っていただくという予定にしております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

31ページの災害対策費における防災センター運営費の件でございます。

防災センターにつきましては、県からの委託金により運営をしているところでございます。今回、人件費の増額に伴い、その運営費の中で賄わないといけないということで、中における財源

調整の関係で消耗品費を減額し、それを人件費のほうに充当させていただいているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 防災センター運営費ですが、県からの委託金という御答弁がありました。これは指定管理料のことでしょうか。それをもう一度確認させてください。

それと、その中でやりくりしなければいけないというのは分かるのですが、今回この追加議案でこうして出てくると、その必要性というのはどこにあるのか。指定管理料なら余計にその中でやりくりできるのではないかと。ちょっと分かりませんが、その辺の御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。田中議員の言われるように、指定管理料から運営をしております。

今回の分については、やはり予算の措置がないと支出ができないということで、やむを得ず、財源の調整をさせていただいているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 何で初日に上程された令和６年１２月補正の当初ではなくて、今日の追加議案なのかをお聞きした。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 今回の補正については、人件費に伴うものでございまして、１２月の当初の補正予算算定時にはまだはっきりと決まっておりましたので、今回の人件費の改定に伴い、あわせて上程をさせていただいているという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１１号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１２号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１３号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 14 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第 10 号令和 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 14 号令和 6 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第 10 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 10 号令和 6 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 11 号令和 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 12 号令和 6 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 13 号令和 6 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第15. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第15号令和6年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 議案第15号令和6年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の規定の収入額を1,551万5,000円増額し、8億9,903万6,000円とするとともに、既定の支出額を1,670万円増額し、8億5,133万3,000円とするものです。

第3条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の支出額を3,000円増額し、2億4,046万1,000円とするものでございます。

また、資本的収支の補正にあわせて、本文括弧書きで表記しております、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の内訳に改めることとしております。

補正予算の概要につきまして、御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、２項営業外収益２目他会計補助金１節一般会計繰入金において、柳井地域の水道事業広域化の準備にかかる費用や水道施設の修繕費など、水道事業維持管理経費の増加に伴い１,５５１万５,０００円を追加計上しております。

収益的支出につきましては、１項営業費用２目配水及び給水費１節給料、２節手当、６節法定福利費及び３３節負担金において、人事異動及び人件費の改定に合わせ調整をするものであります。

２０節賃借料においては、借地料の改定に伴い７,０００円を増額し、２１節修繕費におきましては施設の経年に伴う損傷や不具合が増加しているため、修繕やメンテナンスにかかる費用１,１００万円を追加計上いたしております。

３目総係費につきましても、２目配水及び給水費同様、１節給料、２節手当、６節法定福利費及び３３節負担金において、人事異動及び人件費の改定に合わせ調整を行うこととしております。

１８節委託料においては、水道事業の広域化の準備として水道事業会計システムを、柳井地域広域水道企業団の新たな事務所となる柳井市役所内へ移設する業務を実施するため、８４１万５,０００円を増額計上するものであります。

また、１９節手数料においては、金融機関との伝送にかかる手数料の改定に伴い、１万７,０００円を追加計上いたしております。

４ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、２項企業債償還金１目企業債償還金１節企業債元金償還金において、記載の償還にかかる登録内容の修正により３,０００円増額するものであります。

１ページにお戻りください。

第４条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い調整するものであります。

２ページをお願いいたします。

第５条では他会計からの補助金について、第６条では利益剰余金の処分について、それぞれ改めることを条文としているものでございます。なお、５ページ以降には附属資料を添付しております。

以上が、議案第１５号令和６年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第１号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第１５号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） ３ページの修繕費１,１００万円の主な内訳を教えてください。

いのと、委託料の水道事業会計システムの移設ということで御説明がありましたけれど、この2つがなぜ今回追加議案で出てくるのか、令和6年12月当初の補正予算に間に合わなかった理由を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） まず、田中議員の御質問の修繕費と委託料の内容についてでございますが、まず修繕費でございますが、今年度11月補正予算の算定をするときに、既に当初予算の枠を超える見込み、大体200万円以上の修繕費が既にその時点で見込まれておりまして、今後の修繕費が不足するということがあらかじめ想像ができておりました。

今年度、施設機器等、漏水修繕等件数の増加に伴いまして不足するということで、今後の見込みを過去の実績を踏まえて見込んで増額計上させていただくものでございます。

それから、先ほど御説明いたしました委託料につきましては、システムの移設の費用でございます。

なぜこの時期にというか、当初の補正予算で一般会計やほかの会計と同様に計上できなかったかということでございますが、企業会計の性質上、予算書以外にも財務諸表等の作成にかなり時間がかかりますし、財務諸表の確認を会計アドバイザーにも出したりする必要がございますので、物理的に一緒に計上するということがかないませんでした。

人件費の改定がまだ確実となっておりますので、本来は、早く分かっておれば一緒にあげるところですが、一緒に計上することができなかったというわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの修繕費はどういう内容なのかということをお尋ねしたのもう1回、例えばこういう費用があります、こういうことの修繕ですというのを、全部でなくても結構なので代表的なものだけお答えください。

それと、財務諸表の作成に時間がかかったから追加になったのだというような御説明もありましたけれど、それは理由にはならないと思いますし、人件費ではなくてこれは修繕費や委託料という話なので、当然、令和6年12月当初の補正予算に間に合う話だと思うのですが、先ほどからの一般会計みたいに人件費で確定していなかったからというのではなくて、修繕費が足りなくなることが分かっていたということなので、その辺、時系列的に御説明いただかないと理解できない。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、まず修繕費の代表的なものでございますが、今年度大きく費用を使ったものが配水池でありますとか受水槽等の機器類の更新、これ

が高額な更新、200万円するような高額の修繕が数件ございました。あとは、通常のポンプの修繕でありますとか、漏水工事等でございます。以前に増して若干資機材の単価も高騰しておりますので、その辺で不足が生じるということになりました。

それから、計上の時期と申しますか、なぜ今回一括でなのかという質問であります。今の修繕費でありますとか委託料は、本来であれば議会初日の補正に上げることは可能でございますが、先ほど申し上げましたように、企業会計の都合上というか、例えばですが、議会初日に御議決をいただけるようでありましたら、それは人件費を後ほど、例えば今回の補正でということが可能であったかと思うのですが、これを人件費以外の部分を先行させることは、可能ではあると考えておりますが、御議決をいただいた後にシステムの反映とか、予算等を使ってまいることになります。

それまで、財務諸表などを作ることは、御議決をいただいた後にシステムを動かし、財務諸表を適用していくこととなりますので、同日の御議決をいただくような、今回のようなスケジュールであれば、物理的に無理であるということで、今回の補正に計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっぱり分かりませんが、修繕費だけで考えてください。人件費を議決されるかどうか分からないからみたいな御説明もありましたけれど、それは別の話で、仮にそうであったらもっと先に人件費を上程しなければいけない、初日の補正予算で上げなければいけないけれど、今回はできなかった。だから、この追加議案になった。

それが、議決されないとできないのなら、今回その修繕費は上げられないはずですよ。今の御説明は、私がよく理解できていないのかもしれませんが、単純に考えて修繕費がもう足りなくなるのは分かっていたわけで、それを、なぜ令和6年12月の当初の補正で上げられなかったのかということをお聞きしているので、そこを端的に教えてください。

財務諸表の作成に時間がかかるとか、そういう答弁はされないでください。仕事に時間がかかるから議会への上程が遅れたと、そういうようなことはあり得ない話ですから、もっと合理的に、なぜ今回追加議案なのかというところを説明してください。修繕費に限ってでいいです。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時30分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 言葉が足りない部分もあったかと思いますが、今回、人件費以外の部分の補正をすること、その部分だけであれば、当初の補正予算に先行させることは可能ですが、この御議決をいただいた後にシステムへ反映させて、そしてさらにそこから人件費の補正を起こしていくという、その工程を起こしていかななくてはいけないということで、一般会計と同じような処理ができない、物理的にできないということで、財務諸表の作成に時間がかかるという部分に、私の答弁が偏った言い方をした部分があったかと思いますが、物理的に今回一緒に上げることができなかったということで、御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 15 号令和 6 年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 16、議案第 16 号令和 6 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

補足説明を求めます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 議案第 16 号令和 6 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は総則です。

第 2 条の業務の予定量では、農業集落排水処理施設建設改良事業の既定の事業費に 4,510 万円を増額し、1 億 2,067 万円とするものです。

第 3 条の収益的収入及び支出では、予算第 3 条の既定の収入に 692 万円を追加し、1 億 2,334 万 2,000 円とし、既定の支出に 2,050 万円を追加し、1 億 8,092 万 7,000 円とするものでございます。

その概要につきまして、御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益3目長期前受金戻入では、国庫補助金分647万3,000円及び負担金等分44万7,000円を追加するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費16節使用料及び賃借料につきまして、浮島浄化センターの電気設備更新工事により、緊急通報システムの更新を実施したことに伴い、システム使用料を2万4,000円追加し、3目総係費では人事異動及び給与制度改正等に伴い、1節給料、2節手当、6節法定副利費、24節負担金、補助及び交付金を調整するものです。

また、車両の車検にかかる経費の計上漏れがございましたので、15節手数料、17節修繕費、27節保険料、35節公課費について、それぞれ増額をするものでございます。

4目減価償却費では、有形固定資産減価償却費2,303万4,000円を追加するものです。

なお、収益の長期前受金戻入及び費用の減価償却費は、共に現金の支出を伴わないものですが、令和5年度の取得資産を含め再計算を行った結果を反映するため、当初予算に対するそれぞれの経費を補正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条の収益的収入及び支出について、収入では予算第4条の既定の収入に4,186万6,000円を追加し、15億9,794万円とするとともに、不足する財源の内訳を変更しようとするものです。

資本的支出につきましては、建設改良費に4,510万円を増額し、19億120万円とするものです。

その概要につきまして、御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

収入につきましては、下水道整備事業にかかる国庫補助金の割当額が、当初見込み額よりも減額となったことに伴い、その減額分を企業債で充当するよう、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債を5,800万円、2節過疎対策事業債を5,780万円、それぞれ増額するものであります。

2項補助金1目国庫補助金1節公共下水道費補助金を9,760万円減額し、2目県補助金の農村整備事業にかかる1節下水道費県補助金の追加交付補助金2,366万6,000円を増額するものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費18節工事請負費では、農業集落排水施設更新事業にかかる工事請負費3,410万円の増額、同じく2目処理場費の18節

工事請負費でも、農業集落排水施設更新事業にかかる工事請負費を1,100万円増額としております。いずれも今年度に国からの追加交付を受ける事業費に対応するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第5条の企業債では、予算第6条に定められた起債の限度額につきまして、特定環境保全公共下水道建設改良事業に9,760万円、農業集落排水処理施設建設改良事業に1,820万円それぞれ追加をし、企業債の総額を11億6,040万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、先ほど御説明いたしました人事異動及び給与制度改定等に伴うものでございます。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第16号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4ページに、手数料で車検切れに伴う増額だということですが、今回こうやって追加議案で出てきて、実際の運行が車検切れで運行などはされていないのかどうか確認させてください。

それと5ページの建設改良費4,510万円、これ単純にどの地区をどれだけ延長するのかしないのか、どのような工事にあてられるのか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） まず、手数料等の補正でございますが、車検切れ等に伴う車両を使った走行はしておりません。

まず先に、安下庄の浄化センターに置いております軽トラックの車検費用が不足となっていて、今年度末に車検を受ける予定であります庁舎に置いております公用車の予算分を先に使い車検を受けておりますので、車検切れ等になっていることはございません。

それから、事業費でございますが、日良居の処理場、こちらとマンホールポンプの2か所程度を追加工事とすることにしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） マンホールポンプ2か所というのは、これは日良居地区の話でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） マンホールポンプの工事につきましては、秋処理区の庄南のマンホールポンプに改良を加えることとしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 秋処理区の庄南とは、西安下庄の庄南のことですか。ここは、マンホールポンプ2か所、何か緊急性があつて工事をするということなのかどうか、その辺も御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） すみません。今、庄南と申し上げましたが、場所が違つておりました。大変御無礼いたしました。戸田の2か所で行いました。4台のポンプの更新を行う予定としております。あと、水位計等を行う予定としております。

これは緊急性というか、当初更新を予定している事業ではございましたが、国の補正予算がつきましたので、それで今回町でも計上させていただくということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時47分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 5ページにあります資本金収入のうち、補助金の国庫補助金が補正予定でかなり、23%ぐらい減額になっているように見受けられるのですが、この減額の理由は何か予定した事業をしなくなったのか、予定していた事業が国庫補助対象ではなくなったとか、何か減額の大きな理由があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 白鳥議員のただいまの御質問ですが、特に事業に変更はなくて、国庫補助金の国の配分が少なかった。他の事業等の兼ね合い等もございまして、本町に配分のある額が減額となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） では、企業債の建設改良債として、公共下水道事業債であるとか過疎対策事業債を、その減った分増やしてあてるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、白鳥議員のおっしゃるとおりです。財源の調整を企業債で行ったということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第17号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第17号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

この予算は給与改定等に伴う給与費の補正を行うものです。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、支出につきまして給与費の減少により、支出合計で436万4,000円の減額補正し、49億143万4,000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を合計で436万4,000円減額補正し、29億1,303万3,000円としております。

主な内容としましては、一部給与改定により増額を見込んでおりますが、職員数の減少等により全体では減額となっております。

以上が、議案第17号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第17号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 11ページに特殊勤務手当がありますが、東和病院が870万円の減額、橘医院が143万2,000円の増額、大島病院が1,965万4,000円の増額と、ちょっとばらつきがあるように思われるが、これどういう手当なのか。

それと、当初予算がどれぐらいで見積もられたのか、それに対してどういう増減だったのか、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 田中議員の御質問にお答えします。

特殊勤務手当については、患者を診療した場合の医師の業務手当等の内訳で、業務手当とかそういうものとなっております。

今回、特にばらつきが多くなったものについては、先ほど申し上げました医師が患者を診たことに対する業務手当等がありますので、大島病院につきましては湯上医師を今年採用することができました。その関係もあって、特殊勤務手当が増えたという状況になっております。

東和病院については、今は手当としてないのですけれどもコロナ禍において危険手当とか、新型コロナウイルス感染症の患者受入協力医療機関になっておりましたので、患者を受け入れたときに手当を支給するというのもしており、その部分がなくなったことにより、今回大きな減少となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 新型コロナウイルス感染症の手当というのは、当初予算のときはある程度みていた。患者を診た場合の手当にばらつきがあるのは、ある程度予測がつく見積りになると思うのですが、それでこれだけ減額増額があるということは、医師が1名増えたというのは分かったが、新型コロナウイルス感染症の手当というのは当初幾らか、何件かという見積りの水準があって、今は東和病院は、手当をつけなくなったから減額になった。では、大島病院は何で増えるのか、それは医師が増えたからということなのか。その辺を分かりやすく説明していただきたい。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 説明不足で申し訳ございませんでした。新型コロナウイルス感染症の患者受入協力医療機関であったのは、東和病院のみでございましたので、東和病院で業務にあたった場合、危険手当を支給しておったということで、それについては大島病院はありませんでしたので、状況が違ふということになっております。

以上です。（「当初でなぜ落とさなかったか」と呼ぶ者あり）当初予算で、従来あったものについて、落とすというところができなかったということが大きな原因でした。それは申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第18．議案第18号

日程第19．議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第19、議案第19号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第18号及び議案第19号について、一括して提案理由の説明をいたします。

まず、議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、山口県人事委員会による令和6年10月11日の一般職の給与等についての勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするものでございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

本年度は、官民給与の較差を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため支給割合の引上げを行うものであり、本町も山口県勧告に準じ、給料月額について平均1.04%の引上げ、期末・勤勉手当につきましては、支給月数を0.1月分引き上げることといたしました。

それでは、新旧対照表により、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町の一般職の職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という）の一部改正ですが、これは一般行政職、医療職及び技能職の月例給並びに特別給（ボーナス）を改正しようとするものでございます。

職員給与条例第17条第2項は、期末手当の支給割合を規定しており、現行の100分の122.5から100分の125に改正し、同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合を規定しており、現行の100分の68.75から100分の70に改正するものでございます。

この改正によりまして、年間の期末手当の支給割合は、一般職が現行の100分の245（2.45月分）から100分の250（2.5月分）となり、定年前再任用短時間勤務職員が現行の100分の137.5（1.375月分）から100分の140（1.4月分）となります。

職員給与条例第18条第2項第1号は、勤勉手当の支給割合を規定しており、現行の100分の102.5から100分の105に改正し、同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給割合を規定しており、現行の100分の48.75から100分の50に改正するものです。

この改正により、年間の勤勉手当の支給割合は、一般職が現行の100分の205（2.05月分）から100分の210（2.1月分）となり、定年前再任用短時間勤務職員が現行の100分の97.5（0.975月分）から100分の100（1.0月分）となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職にかかる給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。第1条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職にかかる給料表を改正

するものでございます。なお、船舶職職員の特別給は、一般職の職員に準ずることとしております。

第3条及び第4条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定（期末手当支給率の改正）に準じまして、町議会議員及び町長等特別職の期末手当の支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の170から100分の172.5に改正するものでございます。

この改正により、年間の期末手当の支給割合は、現行の100分の340（3.4月分）から100分の345（3.45月分）となります。

附則第1項は施行期日を定めるもので、公布の日から施行とし、附則第2項は、改正後の条例の適用日を令和6年4月1日からとするものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、権衡上必要と認められる限度で調整することができると規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の職員給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の職員給与条例の規定による内払いとするとしておりまして、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約4,952万円の増額となる見込みでございます。

次に、議案第19号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

議案つづりの26ページをお願いいたします。

令和6年10月11日の山口県人事委員会勧告に準じ、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当をあわせた支給割合を周防大島町一般職と同様の年間100分の460とすることとし、労働者の過半数を代表する者及び労働組合と協議をいたしました。

周防大島町病院事業管理者の期末手当につきましても、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するもので、内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の225から100分の230に改め、年間の支給割合を100分の460とするものでございます。

附則第1項は、施行期日等を定めており、公布の日から施行し、適用は令和6年4月1日から

としております。

附則第2項は、改正前の条例の規定に基づいた期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、差額を支給することとなります。

以上が、議案第18号及び議案第19号の提案理由の説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第18号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年第4回定例会12月3日の初日にこの議案がなかったから人事院勧告の改定に従わないのか、周防大島町独自で大幅な改定をされるのかと思ったのですが、今回この追加議案で補正が出てきた。令和6年10月11日に人事院勧告があったという説明がありましたけれど、それがなぜ12月3日の初日に上がってこなかったのか、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から御質問がありました。なぜ令和6年第4回定例会の初日の議案に上がらず、追加上程となったかというところでございます。

職員の給与改定につきまして、本町は、基本的に現在は山口県人事院勧告に準じて改正を行っておりますが、給与の決定の原則の中で、まずは国、それから他の自治体等との均衡を保つということも1つ規定されております。

そういった中で、国からは、国の給与改定に先んじて地方の改定を極力しないようにという指導、通達が毎回出されております。そういったこともありまして、今回、国では、臨時国会が開催される時期が衆議院選挙の関係で後ろにずれておりますので、国の国家公務員の給与改定も、なかなか決まらなかったというところもありましたので、その情勢を見守っておりましたところ、初日の補正予算上程には間に合いませんでしたけれども、今会期中の改正が可能ということになりましたので、追加議案として計上をさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 今回でしたら物価高騰の折、給料が上がるということは喜ばしいことなのですが、財政難の中、この改定が妥当なのかどうか、近隣の市町も同じような……（発言する者あり）すみません。

この財政難の中で改定が妥当なのかどうかということと、近隣の市町も同じような率なのかということを教えてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま占部議員から御質問いただきました。

まず、今回の給与改正が財政難の中で妥当かというところでございますが、町の財政が厳しいというところは御指摘のとおりではございますが、職員も一生懸命働いておりますので、そういった中で給与改定という、人事院勧告に基づくというのが大原則としてありますので、そこについて、改定をしていくというところは、これまでの経緯からしても妥当であると考えております。

もう1点、近隣の他の自治体の状況でございますが、全てが令和6年12月で改正をしたという話は聞いておりませんが、令和6年12月でやったところもあれば、令和7年3月定例会で改正する予定だということもございます。今、知り得た情報では、どこがというところはここでは割愛させていただきますが、調べた範囲ではそういう状況になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第19号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第19号周防大島町病院事業管理者が医師である場

合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、同意第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、同意第3号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第3号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和6年11月7日付で岡村春雄副町長より、一身上の都合により令和6年12月24日をもって辞任したい旨の願いを受理いたしました。私としましては、強く遺留に努めましたが、岡村副町長の意志は固く、やむなく辞任を承認したところでございます。

つきましては、後任の副町長を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

副町長の任務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長に事故あるときは、その職務を代理するという極めて重要な職務であります。

2期目の任期がスタートし、勇気と真気で皆様とともに新しい生活の場をつくり、前例にとられない創意工夫で周防大島の可能性を伸ばすことを目標に、安心・安全づくり、元気づくり、未来への基盤づくりの3つの重要政策に取り組むために、信頼でき、かつ有能な人物を副町長にあて、周防大島町の振興発展にさらに邁進したいと考え、病院事業局の現総務部長であります山中茂雄さんを副町長に選任することを決意いたしました。

山中茂雄さんは、お手元の資料にもありますように、平成10年4月に山口県庁に入庁され、市町課や財政課、医療政策課など様々な部署を経験され、令和5年度からは本町の病院事業局に派遣いただき、病院事業局総務部長として病院事業局の再編に絶大なる尽力をいただいているところであり、その実績・手腕につきましては、皆様御承知のとおりであります。

また、選任に際しましては、派遣元である山口県とも協議を重ね、合意をいたしておりますことを申し添えさせていただきます。

人格識見ともに優れ、副町長として最適任でありますので、議会の御同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第3号周防大島町副町長の選任につき、同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま全員一致で同意することに決定されました山中茂雄君が議場におられますので御挨拶をお願いします。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 本日、議員の皆様を選任の御同意をいただき、令和6年12月25日付で副町長に就任することとなりました山中茂雄でございます。改めまして、その職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いがしております。

令和5年4月に病院事業局総務部長として県から参りましたが、早いもので1年9か月がたちました。いよいよ病院事業局も第2期再編計画に向け走り出したところであり、引き続き皆様の御支援、御協力をよろしくお願いします。

今後は副町長として、2期目における藤本町政の3つの柱安心・安全づくり、元気づくり、未来への基盤づくり、これらをしっかりと進めるために、職員の方々と一緒に一生懸命汗をかいて頑張っていきたいと思います。そのためには職員一人一人が一步踏み出す姿勢で失敗を恐れず、新しいことにチャレンジできる環境が大切であり、風通しがよく、また快適な職場環境づくりにも努めていきたいと考えています。

もとより微力ではございますが、人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて、町長をしっかりと補佐し、誠心誠意努力してまいります。

今後も皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 次に、令和6年12月24日をもって退任されることとなりました岡村副町長より発言の申出がありましたので、これを許します。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） このたび私、岡村春雄は、令和6年12月24日をもって副町長を退任いたします。退任にあたり、挨拶の機会をいただきありがとうございます。

私は平成21年の4月1日から、椎木前町長、そして藤本町長と二代にわたり、15年9か月、

町長の補佐役を担わせていただきました。これも議員の皆様、関係者の皆様の御支援、御尽力のおかげでございます。本当にありがとうございました。

町の行財政を運営していくうえで想定外はあってはなりませんが、外国船籍大型貨物船の大島大橋衝突事故、そして世界的な新型コロナウイルス感染症につきましては、本当に想定外でした。しかしながら、これらにつきましても議員の皆様、関係者の皆様、町民の方々、そして職員の皆さんの御理解、御支援によりまして何とか乗り越えることができました。改めて厚くお礼を申し上げます。

これからも皆様には、町行政に御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、周防大島町のさらなる発展を祈念いたしまして、私の退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 岡村副町長におかれましては、平成21年4月から周防大島町副町長に就任され、椎木前町長、藤本町長を補佐してこられました。町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員が担任する事務を監督し、町長に事故あるときは、その職務を代理するという極めて重要な職務に御尽力され、大変な御苦労があったと思います。

これからはお身体を御自愛いただき、退任後も周防大島町のためにお力添えをお願いしたいと思います。本当に長い間お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和6年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 山根 耕治

署名議員 栄本 忠嗣

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員